

議案第 5 2 号

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)による児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会の対象児童の範囲の拡大を図るとともに、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市留守家庭児童会条例(平成14年羽曳野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

羽曳野市留守家庭児童会条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校の第 1 学年から第 3 学年までに在籍している者で、かつ本市の区域内に存する小学校に在籍する者をいう。以下同じ。)の放課後における安全の確保、及び生活に係る指導を行うため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>以下省略</p>